



平成 28 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ダ マ ツ  
代表者の役職氏名 代表取締役 貞松 隆 弥  
社 長  
( J A S D A Q ・ コード 2 7 3 6 )  
問い合わせ先 取 締 役 磯 野 絃 一  
管理本部長  
電 話 番 号 0 3 - 5 7 6 8 - 9 9 5 7

### 募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 7 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり株式会社サダマツ第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の 11,387,000 株に対し最大で 8.8%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、「ジュエリーに愛と夢を込めてビジュ・ド・ファミリー」という経営理念のもと、ベトナムに製造拠点を構えるジュエリーの製造小売業として百貨店やファッションビル、ショッピングセンターを中心に現在国内 84 店舗、海外 6 店舗を展開しております。また、社会構造や経済情勢、テクノロジーやライフスタイルの変化等を背景とする消費の二極化や消費者ニーズの多様化が進行するなか、成長に向けた新たな取り組みとして、ジュエリーメーカーとしてのホールセール事業、ICT を基軸としたサービス事業、ライセンス事業にも着手しております。

平成 27 年 10 月には中期 5 ヶ年計画を発表し、最終年度となる平成 32 年 8 月期での東証一部への市場変更に加え、売上高 15,000 百万円、営業利益 1,500 百万円、ROE20%以上を数値目標として掲げ、「競争優位性を進化させる」、「環境変化にイノベーションで対応する」、

「ベースを固め経営基盤を強化する」の3つの基本戦略に沿って事業を展開しております。

上記中期5ヵ年計画においては、平成28年8月期から平成30年8月期までの最初の3年間を「成長に向けた基盤作り（腰だめの時期）」と位置付け、最終的な収益の拡大に向けて成長投資や構造改革を実行する方針としております。具体的には、「ブランド力の向上」を成長戦略の柱として掲げ、積極的なブランディングへの投資を実行することに加え、構造改革として選択と集中を高度化し、事業や資産のスクラップアンドビルドによる強固な経営基盤の構築を進めております。特に「ブランド力の向上」については、「モノ」から「コト」へと価値が移り変わり、さらに「コト」に対する「共感」など精神性が重視される時代へと進化するなか、当社の成長ドライバーである“Wish upon a star”の売上が順調に拡大するなど、ブランド戦略を支えるヒット商品に成長しております。この“Wish upon a star”は、特別なカットによりダイヤモンドの中に大小2つの星が映し出されるジュエリーとして、「夢を叶える星のダイヤモンド」をテーマに開発した精神価値を象徴する当社独自の戦略商品です。

同商品の好調な販売実績に裏付けされるように、消費者のジュエリーに求めるニーズも、資産性やファッション性だけではなく、絆やつながり、自己実現のために想いや願いを込めるなど、精神性を重視する消費トレンドに進化していると考えられ、精神価値を志向する当社にとっては、精神価値マーケットにおけるトップブランドを実現する好機であると考えております。

中期5ヵ年計画の初年度となる平成28年8月期においては、販促施策の合理化を踏まえ、前年度に実施した大型イベントは開催しなかったものの、引き続き“Wish upon a star”を基軸としたプロモーション活動や商品政策を展開し、精神価値の訴求による商品ブランドの浸透を図ってまいりました。また、構造改革として不採算店の閉鎖や業態転換、新規出店などのスクラップアンドビルドを積極的に実行したことに加え、“Wish upon a star”の売上が前期比21.6%増と好調な売れ行きを見せる一方で、その他商品が低調に推移したことに鑑み、在庫抑制施策としてその他商品の過去在庫を中心に積極的な処分を進めました。

平成29年8月期（当期）においては、中期5ヵ年計画の2年目として引き続き成長戦略を推進するなか、主力の宝飾事業に経営資源を集中するため、全体売上高の約1.4%までシェアが縮小している眼鏡事業の譲渡を決定しました。さらに、平成29年春には世界へ向けた情報発信拠点である銀座中央通りに「フェスタリア ビジュソフィア GINZA」をオープンする予定であり、引き続き成長投資と構造改革を両輪に据え、将来成長への布石となる取り組みを加速する方針です。その他、基幹システムの刷新など大型投資も予定しており、平成30年8月期までは、中期5ヵ年計画の達成に向けた継続的な投資を見込んでおります。

このような前向きな行動を継続し、中期5ヵ年計画の達成に繋げていくためには、持続的成長の源泉である企業競争力として人材、設備、ブランディングを含む成長投資と収益拡大の好循環を確固たるものとする必要があると認識しております。

当社はこれまで10年以上に亘り収益の加速度的な拡大に向けた岐路として営業利益300百万円を社内目標に掲げ、事業活動の好循環をもたらす体制構築にチャレンジしておりますが、未だ達成できておりません。また、現状においては、上記のとおり中期5ヵ年計画に基づき成長投資や構造改革を進めるなかで、平成28年8月期には営業利益216百万円を計上したものの、営業利益300百万円には届いておらず、ブランド力や経営基盤の構築に

においても発展途上にあります。さらに、平成 29 年 8 月期には、銀座路面店出店や E C（電子商取引）事業などの大型投資を見込んでおり、その成否も不透明であることから、これらを成功させ、継続的な収益の拡大による事業活動の好循環をもたらす体制を構築するためには、重要な経営資源である人材を確保し、士気の向上を図る必要があります。

そのような観点から営業利益 300 百万円は、中期 5 ヵ年計画における定量目標（平成 32 年 8 月期売上高 15,000 百万円、営業利益 1,500 百万円、ROE20%）達成に向けた第一の高いハードルであると認識しており、成長投資と構造改革を継続しながらそのハードルを越えるには相応のインセンティブが必要であると考えております。

中長期的な当社の企業価値・株主価値の増大を目指すに当たって、より一層の事業意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることが不可欠であることから、その必要性を踏まえ、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は業績条件付きとなっております。「Ⅱ. 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、新株予約権者は、平成 29 年 8 月期、平成 30 年 8 月期の各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、いずれかの期における営業利益の額が 300 百万円以上の場合のみ、行使が可能となっております。

また、上述のとおり、目標達成値である 300 百万円については、株式会社ヴィエールを子会社化した平成 17 年 8 月期以降、過去 12 年間に遡っても一度も達成しておらず、平成 27 年 10 月 16 日開示の当社中期経営計画における定量目標（平成 32 年 8 月期売上高 15,000 百万円、営業利益 1,500 百万円、ROE20%）の達成に向けた大型投資の実行に要する費用を考慮すると、相当程度高い水準であり、利益拡大に向けた当社取締役及び従業員のより強い事業意欲及び士気の向上が求められます。そのため、本新株予約権の行使価額は、直近の株価水準に対してディスカウントを行っており、業績条件達成に伴い株価が順調に上昇した場合には、付与対象者は相応のインセンティブを得ることができるよう設計しております。一方、当社のこれまでの株価推移や株価変動率を踏まえると、業績条件を達成した場合にも関わらず当社株価が低い水準で推移する可能性も考えられます。その場合においても、行使条件の達成難度を鑑み、付与対象者が一定のインセンティブを得ることができるよう行使価額のディスカウント率を設定いたしました。当社では、第三者算定機関が行使価額を織り込んで算定した公正価格にて本新株予約権の割当予定者が本新株予約権の取得対価を負担していること、及び行使にあたって相当程度高い水準の業績条件を課していることから、当該インセンティブの付与は妥当であると判断いたしました。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の 11,387,000 株に対し最大で 8.8%の希薄化が生じます。業績条件達成により、付与対象者は株価下落時においても行使による株式の売却で利益を得ることもあり、また、行使による希薄化は更なる株価下落を生じさせることも考えられますが、業績条件達成による収益力向上や経営陣による株主価値向上を意識した企業経営の推進によって、中長期的に企業価値は向上すると考えており、最終的に既存株主の不利益になるものとは考えておりません。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

1,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,000,000 株とし、下記 3. (1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 7,971 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、本新株予約権の行使の条件として参照する過去の業績の実績データを使って求められた将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 211 円/株、株価変動率 54.06%（年率）、配当利率 0.95%（年率）、安全資産利子率 0.34%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 92 円/株、満期までの期間 17 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。また、新株予約権者は、本新株予約権の満期で一括して権利行使を行い、取得した株式を売却すると想定している。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、92円とする。（注）1

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間（注）2

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年12月1日から平成45年11月30日（但し、平成45年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 平成 29 年 8 月期、平成 30 年 8 月期の各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、いずれかの期における営業利益の額が 300 百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。
  - ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
  - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 2 月 1 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
  8. 申込期日  
平成29年1月31日  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
  9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成29年1月31日
  10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数  
当社取締役及び従業員 346名 1,000個

(注)1.

先述した要因を検討した結果、恣意性を排除するために、株式会社ヴィエールを子会社化した平成17年5月16日から平成28年12月6日までの東京証券取引所における当社の株価変動性(56.35%)、平成28年12月6日の東京証券取引所における当社終値(211円)をとり、その数値、金額を参考に本新株予約権の行使価額を92円といたしました。

なお、ディスカウント率採用方法として、過去の株価推移から想定される、発生し得る株価下落が発生した場合であっても、業績条件を達成した場合には一定のインセンティブを得ることができるよう、過去11.6年の当社の株価の変動率(ボラテ

ィリティ)を参照し、その変動率と同等の値をディスカウント率として採用いたしました。

具体的な高い数値目標を掲げ、目標達成に向けて、業績拡大と株主価値向上へのコミットメントを高める強いインセンティブを目的として、当社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであり、当該行使価額の設定は、合理的であると判断しております。

(注)2.

本新株予約権の制度設計においては、高い業績目標を掲げ、行使期間を長期に設定することで、当社取締役及び従業員の当社の業績向上に対する事業意欲や士気を長期にわたってより一層向上させつつ、優秀な人材の定着率を高めることで人的生産性の向上による企業価値・株主価値の持続的な向上を目的としています。

以 上